

狛江市民ホールにおける定員制限の緩和について

令和2年9月11日付事務連絡として内閣官房より出されております、「11月末までの催物の開催制限等について」による、定員制限の緩和措置について、(一財) 狛江市文化振興事業団や利用団体等からの要望もあること及び周辺自治体においても緩和が徐々に導入されていることから、現在狛江市民ホールにおいて実施しております定員制限を以下のとおり緩和いたします。

記

1. 緩和内容（11月13日より）

■ホールにおける人数の制限について（緩和前 347人）

(1) 大声での歓声、声援等がないことを前提として開催できるもの

例：クラシック音楽、ジャズ、吹奏楽、歌謡曲等のコンサート、舞踊、演劇等、歌舞伎、狂言等の伝統芸能、講談、落語等の芸能・演芸等

700人まで（最前列席を除く全ての席）

(2) 大声での歓声、声援等が想定されるもの

例：ロックコンサート、ポップコンサート、観客にリアクション等を求めるイベント等

347人まで（定員の50%以内）

※大声を出さないように等来場者に適切な対応がとれている場合は、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ内では座席間隔を設けないことも可とする。

■展示・多目的室使用人数の制限について（緩和前 60人）

展示・多目的室：100人（適切な離隔を確保しながら活動すること。）

■楽屋・リハーサル室・会議室使用人数の制限について（既存のとおり）

楽屋1：3人（定員のおおむね50%以内）

楽屋2：3人（同上）

楽屋3：3人（同上）

楽屋5：6人（同上）

リハーサル室：10人（同上）

会議室：9人（同上）

和室：5人（同上）

2. 共通事項

- ・入場の際には来場者間の身体的距離（1メートル以上）を確保すること。
- ・来場者・出演者（出演中を除く）は必ずマスクを着用すること。
- ・来場者・出演者の来場の際に体温測定を実施すること。（37.5度以上）
- ・館内において水分補給を除く飲食は原則禁止。
- ・楽屋・控室は、できる限り扉を開け、換気を行うこと。
- ・その他新型コロナウイルス感染症対策の徹底を行うこと。